

# 西中国信用金庫

## 〈納税準備預金〉商品概要説明書

平成22年10月 1日現在

1. 商品名	・納税準備預金
2. 販売対象	・個人の方および法人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入	
預入方法	・随時お預け入れいただけます。
預入金額	・1円以上
預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6. 利息	
適用利率	・変動金利 (毎日の最終残高について、店頭に表示する利率を適用します。)
計算方法	・付利単位を100円とし、毎日の最終残高1,000円以上について1年を365日とする日割計算。
利払時期	・毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
7. 税金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人の方の利息には、「利子所得」として分離課税20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかり、法人は総合課税となります。 (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときには所得税はかかりません。)
8. 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。
10. その他参考となる事項	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）